

ありん・くりん・マリン(府職労実行委員会主催)

# 府職労 スキューバダイビングツアー

今年で第20回目を迎える「府職労スキューバダイビングツアー」は、透明度抜群でサンゴ礁がいっぱい!久米島ステイでダイビングします。有名な「はての浜」など久米島の東5kmほどの海に広がる真っ白な砂浜だけの無人島。真っ青な空、エメラルドグリーン色の海、真っ白な砂浜を100%満喫しながらダイビングを満喫しましょう。マンゴーも旬の時期です。はじめての方もダイビングに挑戦してみませんか?

- とき 7月10日(木)~13日(日)
- ところ 沖縄・久米島  
リゾートホテル久米アイランド
- 参加費 92,000円 (4日間)  
→上記の参加費に含まれるもの  
航空運賃、宿泊(朝食付き)、  
ファンダイブ(2本/day×2日)

## ツアー日程

- 7/10(木) 9:00(予定)関西空港発~那覇空港~  
13:30(予定)久米島空港着~ホテル到着後、  
ダイビング(2ダイブ付き)
- 7/11(金) 終日、ダイビング(2ダイブ付き)
- 7/12(土) フリー(ダイビングオプション可能)
- 7/13(日) 9:35(予定)久米島空港発~那覇空港着~  
13:35(予定)関西空港到着

●別途、職場に発送する申込用紙に必要事項を記入のうえ、下記のFAX・メールにて申し込んでください。6/15一次締め切り

主催 府職労スキューバダイビング実行委員会  
(ありん・くりん・マリン) 担当 有田  
電話 06-6941-3130 FAX 06-6941-4541  
eメール 1946.aritah@fusyokuro.gr.jp



## 憲法をいかし実行しよう!

私たちのくらし、仕事と日本国憲法

# 第19・20条 思想・良心・信教の自由

府職労書記次長 川津 匠

憲法第19条の「思想及び良心の自由」は、表現の自由などの各種精神的自由の前提となる規定です。その内容が内心の自由であることから、他者の人権との抵触による権利の制約や政策的目的による制約が極めて限定的にのみ観念される権利であり、最大限保障される権利です。

第20条の「信教の自由」には、内心における宗教上の信仰の自由(特定の宗教を信じる自由、信仰を棄てる自由、宗教を信じない自由)、宗教的行為の自由(礼拝、祈祷、その他の宗教上の行為、祝典、儀式または行為)

事を行い、参加し、もしくはこうした行為を行わない自由、布教の自由、宗教上の結社の自由(宗教団体を設立し、加入する自由、活動する自由、または加入せず活動しない自由)が挙げられます。これらの内心の自由は、人類の持つべき自由の基礎であり、他の自由権より厳重に守られねばならないとされています。

自民党政改憲案では、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」を「保障する」に変更にしています。この表現だけでも、自民党政改憲案の狙いがはっきりして

います。そもそも憲法は、国民の自由を縛るものではなく、国家や時の政府を縛るもの(立憲主義)として制定されています。だからこそ、日本国憲法では、国家権力が国民の思想及び良心の自由を「侵してはならない」としています。それを「保障する」へと変更することは、国家権力が「保障する」という意味となり、国民の自由や権利は「国家権力が国民に与えるもの」という考え方に置き換えられています。

自民党政改憲案では、第20条の1項についても「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」の「何人に対して」を「国民に対して」を削除しています。これも国家権力が国民に対して信教の自由を保障するという意味となり、また「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」を削除しています。

対してもこれを保障する「の」何人に対して」を削除しています。これも国家権力が国民に対して信教の自由を保障するという意味となり、また「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」を削除しています。

過去の戦争の歴史を見ても、宗教と政治権力が結びつくことの危険性は明らかであり、この文言をわざわざ削除することは非常に問題です。

この間も安倍首相をはじめ、政府関係の靖国神社参拝などが問題となっており、こうした右翼的な行為を憲法で容認するのが目的であることは明らかです。

また第3項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」については、「ただし書き」を追加し、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為」を追加しています。

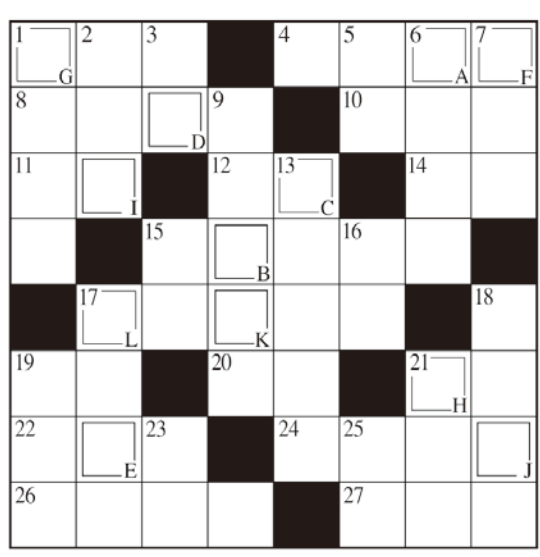
その機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」については、「ただし書き」を追加し、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為」を追加しています。

また第3項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」については、「ただし書き」を追加し、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為」を追加しています。

日本国憲法	自民党政改憲草案
第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。	第19条 思想及び良心の自由は、保障する。
第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。	第20条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。
② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。	② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。	③ 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

## クロスワードクイズ

カギを解き、二重ワクに入る文字をアルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう。



### タテのキー♡

- ①形勢。——が悪い
- ②親の——と冷や酒は後で効く
- ③学びの○○、女の○○
- ④大きな水たまり
- ⑤趣向が際立って新しい
- ⑥形が整わずゆがんでいる
- ⑦配偶者の兄弟姉妹
- ⑧船舶や電車の運転職員
- ⑨○○たる目的
- ⑩○○より始めよ。まずは言い出しへから

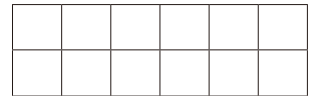
### ヨコのキー◇

- ①勝訴の対
- ②捨てられた材料
- ③雨後の——
- ④才色——
- ⑤日照り続きの後の雨
- ⑥○○より量?
- ⑦アタ名は——湯沸かし器
- ⑧裁判関係者が法廷に入る
- ⑨鉛筆の○○を削る
- ⑩○○カッ、○○骨スリーブ
- ⑪むすび。起承転○○

### 読者のつばやき

電車の切符が少し高くなったので8%になったなど思った。 北部下水道事務所 浜地啓二さん  
杉花粉がおさまってほしいです。 契約局 塩野真規さん

### 【解答】



クロスワード 4月号の解答と当選者

答え = 景気は冬へ逆戻り

### 当選者

- 月岡 邦彦 (富田林土木事務所)
- 大嶋 隆 (岸和田土木事務所)
- 平尾 元志 (統計課)
- 西川 信 (茨木土木事務所)
- 松本 一己 (砂川厚生福祉センター)

### 応募 府職労本部まで 締め切り 6月6日(金)

正解者の中から抽選で5人の方に図書カード(1000円分)を贈ります。①解答②お名前③支部分会職場名④最近のできごとやメッセージを書いて、府職労本部まで、届けて下さい(はがき、メールやファックスも可)。当選者は、6月15日号で発表します。メッセージは、つばやきに採用させていただくことがありますので、匿名希望の方は、その旨お書き添え下さい。